八代市特定不妊治療費助成金給付事業のご案内

八代市では、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、体外受精又は顕微受精による不妊治療(「特定不妊治療」という。)を受けるご夫婦に対し、八代市特定不妊治療費助成金を給付します。

1. 助成対象者 次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 助成金の申請日までに、熊本県特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けていること
- (2) 助成金の申請日現在において、夫婦のいずれか一方が1年以上前から引き続き、八代市において住民基本台帳(外国人含む)に記録されていること
- (3) 夫婦のいずれも市税の滞納がないこと(納税状況を納税課に照会します。)

2. 助成内容

- (1) 一組の夫婦に対する1回の治療につき、特定不妊治療に係る自己負担額から熊本県特定不妊治療費助成金等を差し引いた額の2分の1を、5万円を上限として助成します。
- (2) 助成対象となる特定不妊治療を実施する医療機関及び特定不妊治療費は、県要項に準じます。
- (3) 助成の回数は、県要項に準じます。また、平成27年度までに受けた助成回数を通算します。

3. 助成申請に必要な書類

- (1) 八代市特定不妊治療費助成金給付申請書(様式第1号)
- (2) 熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し
- (3) 領収書の写し

4. 助成申請書の提出期限

原則として、年度の末日まで。

ただし、県の助成決定日の翌日から起算して1年以内の場合は、年度末を過ぎても受け付けます。

5. 助成金の給付決定等

助成が決定した場合、給付決定通知書を送付、助成金は申請書に記入した口座に振り込みます。通知書がお手元に届いた後、入金まで2週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

助成しないことを決定した場合、給付不決定通知書を送付します。

八代市特定不妊治療費助成金給付事業のお問い合わせ・申請先

八代市保健センター (八代市役所 健康推進課)

〒866-0072 八代市高下西町1726-5 電話0965-32-7200